

一般競争入札公告

社会福祉法人崇徳会の発注する工事の請負について、下記の通り一般競争入札に付する工事としましたので、その内容を公告いたします。

令和 2年 5月 22日

社会福祉法人崇徳会

理事長 野溝 守

1、工事概要

- (1) 工事名称 (仮称) 地域密着型特別養護老人ホーム
第2 マザーアース新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県ふじみ野市大井730番地12
- (3) 工事内容 新築工事 建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、
機械設備工事、消防設備工事、外構工事
- (4) 工事期間 契約締結日から 令和 3年 3月16日(火)まで
(諸官庁検査済証取得含む)
- (5) 設計金額 非公開
- (6) 建物概要 構 造：鉄筋コンクリート構造、耐火構造、地上2階建て
用 途：地域密着型特別養護老人ホーム
建築面積：599.49 m²
延床面積：1,213.98 m²
- (7) 発注者 社会福祉法人崇徳会
〒356-0053 埼玉県ふじみ野市大井 621 番地 1

2、入札方法

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 最低制限価格 有 (非公開)
- (3) 入札予定価格 有 (非公開)
- (4) 入札保証金 無

3、入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、更生手続または再生手続開始

決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再検査を受けていること。

- (3) 埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格名簿（令和元年度）に搭載されている単体企業（共同企業体は不可）で、直近の評価等が次の条件を満たしていること。
 - ①建築業種の格付けが A ランク以上であること。
 - ②資格審査数値が 800 点以上であること。
 - ③ふじみ野市、富士見市、三芳町、川越市、新座市、所沢市に建設業法に基づく建築工事業の許可を受けた本店を有するもの。
- (4) 開札日から 1 年 7 カ月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。
- (5) 公告日から落札決定までの期間、埼玉県及びふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (7) 特定建設業の許可を有するもの。
- (8) 過去に完成した特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護付き有料老人ホームの新築工事で、元請けとしての施工及び前記施設の大規模修繕工事の元請けとしての実績を有すること。
- (9) 当該工事に一級建築士又は一級建築施工管理技師の資格を有し、かつ管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する管理技術者を専任にて配置できること。
- (10) 当法人の理事が役員をしている企業でないこと。

4、一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和 2 年 6 月 4 日（木）15 時までに参加申込すること。ただし、土曜日、日曜日、祝祭日を除く。
- (2) 受付時間 10 時から 17 時まで。
- (3) 提出書類

ア	一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
イ	一般入札参加資格等確認資料（様式無）
ウ	会社案内・会社経歴書
エ	経営事項審査総合評定値（P）のわかる経営審査票の写し
オ	平成 30・令和元年度埼玉県競争入札参加資格ランク及び経営事項審査を証する書類
カ	配置予定技術者の資格を証する書類の写し

キ 法人登記簿謄本

(4) 提出方法 持参もしくは郵送。(事前連絡必須)

※締切日 令和 2年 6月 4日 15時まで

(5) 提出・問合せ先 〒356-0053 埼玉県ふじみ野市大井621番地1

社会福祉法人崇徳会

高齢者総合ケアセンターマザーアース 理事長 野溝 守

担当 総務課 小野、橋詰

電話 049-261-0700

FAX 049-261-0701

E-mail mother_earth@nifty.com

※問合せは原則メールにてお願いします。

5、一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、全てに参加資格の有無について書面にて通知を行う
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には設計図書等、入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書(CD-ROM)を郵送により配布する。(現場説明会は行わないものとする。)
- (3) 配布した図面・仕様書(CD-ROM)は入札日に持参し、返却するものとする。

6、入札日程等

- (1) 公告日 令和 2年 5月22日(金)
- (2) 応募締切日時 令和 2年 6月 4日(木) 15時まで。
- (3) 設計図書等配布日 令和 2年 6月11日(木)
- (4) 質疑書提出日時 令和 2年 6月16日(火) 12時まで。
※質問はE-mailにて送付すること。(電話、FAXの質問は不可とする。)
※質疑がない場合でも、質疑書式に「質疑なし」と書き込み送信すること。
- (5) 質疑書回答日時 令和 2年 6月20日(土)
- (6) 入札予定日 令和 2年 7月 6日(月)(即日開札)
※時間、場所は入札説明書により通知する。
- (7) 契約予定日 令和 2年 7月 9日(木)(予定)

7、落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した業者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、理事会承認後落札業者決定とする。
- (2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入

札を実施する。(入札は2回までとする)

- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、最低価格で入札したもの(ただし、最低制限価格を下回ったものを除く。)に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札したものに契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札したものを対象とする。)に限り、下記の条件を遵守した上で、交渉による随意契約を行うものとする。

条件1. 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。

条件2. 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。

条件3. 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。

条件4. 契約額が確定した場合は、その内容を書面とし事業者及び当法人が署名捺印すること。

- (4) 落札者とすべき同額の入札をしたものが2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

- (5) 初回入札に参加するものの数が1者のみである場合も入札は執行する。1者のみの場合は1回のみ入札とする。

- (6) 上記(5)によっても落札者がいない場合は、(3)の条件を遵守した上で、交渉による随意契約を行うものとする。

8、入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては入札日当日に入札金内訳書を提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。
- (6) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に違反する行為を行ってはならない。
- (7) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
- ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②郵送、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ④虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札

- ⑤入札後に辞退を申し立て、その申立てを受理された者がした入札
- ⑥次にあげる入札をした者がした入札
 - ア 入札書の押印のないもの
 - イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
 - ウ 押印された印影が明らかでないもの
 - エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
 - カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑦前項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

9 契約方法等

- (1) 要式契約に関する細目は、民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。（必要に応じた補正を行うこと。）
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は本法人理事会で承認を受けた後とする。
- (7) 落札決定から本契約までの間に埼玉県及びふじみ野市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加資格停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする。）
- (8) 請負代金の支払時期に関しては、社会福祉施設等整備費補助金の交付時期を目安とし、協議の上、決定する。

支払い予定：契約時	10%
上棟時	30%
竣工引渡後	残金を補助金交付後に支払う
- (9) 近隣に影響の無いよう請負業者側で駐車場、現場事務所等の土地を確保すること。

10 その他

- (1) 一般競争入札参加資格申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担と

する。

(2) 提出された入札参加申請書等の返却はしない。

以上